

呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務 仕様書

本仕様書は、呉市地域公共交通協議会（以下「本協議会」という。）が実施する呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

呉市地域公共交通計画（仮称）策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 呉市の概要

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市で、人口は208,096人（令和5年3月末現在）、面積は352.83㎢を有している。平成15年から平成17年にかけての近隣8町と合併し、陸地部と島しょ部（倉橋島、鹿島、下蒲刈島、上蒲刈島、豊島及び大崎下島）は、架橋により陸続きとなっている。また、市域全体を通じて平たん地が少なく、野呂山、灰ヶ峰、七国見山、火山を始め、標高300mから800m前後の山が連なり、地域が分断された地形となっている。

3 呉市における地域公共交通の現状

市内の公共交通機関は、鉄道1路線（JR呉線）、バス29路線（呉市生活バス路線19路線、民間バス路線10路線）等が運行されているが、利用者数は年々減少し、これに伴い各事業者の収支状況は悪化傾向となっている。特に、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、近年は、非常に厳しい状況となっている。

4 本業務の目的

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えた中、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの視点や、運転免許を返納した高齢者等の移動手段の確保、利用者数と運行経費のバランスをとることなど、本市の地域公共交通を取り巻く環境には様々な課題が生じている。

現在、国においては、令和5年6月に「地域公共交通のり・デザイン」に係る最終とりまとめが発出され、地域公共交通計画作成の根拠法となる「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）の改正が公布されるとともに、国庫補助制度の改正も予定されている。

本業務では、「呉市地域公共交通計画（仮称）」（以下「本計画」という。）を令和6年度中に策定するにあたり、このような国の動きに対応できるようにするとともに、本市の地域公共交通の課題や地域の移動ニーズを踏まえ、鉄道や幹線的な路線バスを主軸としつつ、多様な交通手段との連携や新技術の活用により、利便性と持続可能性、生産性を確保した地域公共交通の再構築を図るための計画（素案）の作成支援を行うものとする。

5 対象地域

呉市全域

6 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

7 業務内容

本計画の策定にあたり、呉市の地域特性や市域内における公共交通や移動手段の現状、需要について情報収集及び分析を行い、今後のニーズ・課題を整理するとともに、費用対効果も含めた解決策の立案、目標値の設定・管理などについて、専門的な分析や評価手法による検討を行うことを基本とする。

(1) 計画準備

本業務を効果的・効率的に実施するため、本業務の目的、内容等を的確に把握したうえで業務計画書を作成し、発注者の承認を得ることとする。

(2) 基礎データの整理

呉市の地区別人口(年齢別)、公共施設、医療・福祉・商業・教育施設、集落、交通空白地帯、観光施設等、計画策定に必要な基礎データの収集・整理を行う。

(3) 市内の地域公共交通等の現状把握

ア 住民意見交換会の実施

市内18地区において、住民意見交換会の実施を次のとおり予定しているが、提案限度額の範囲内で、地区カルテを作成する上で必要な住民意見交換会の実施地区・時期・主体・内容について、別途提案することも可能とする。

【第1回】

実施地区：18地区（全地区）

実施時期：9～10月頃を予定

実施主体：受託事業者又は本協議会（呉市）

実施内容：各地区における地域公共交通の課題等について意見交換

【第2回】

実施地区：第1回意見交換会の内容を踏まえ数地区で実施

実施時期：1～2月頃を予定

実施主体：受託事業者及び本協議会（呉市）

実施内容：第1回意見交換会の内容を踏まえた整理案について意見交換

番号	地区名	第1回（※1）	第2回（※2）
1	中央	本協議会 又は 受託事業者	本協議会 及び 受託事業者
2	吉浦		
3	警固屋		
4	阿賀		
5	広		
6	仁方		
7	宮原		
8	天応		
9	昭和		
10	郷原		
11	下蒲刈		
12	川尻		
13	音戸		
14	倉橋		
15	蒲刈		
16	安浦		
17	豊浜		
18	豊		

※1：第1回意見交換会の実施主体については、本協議会の実施地区と受託事業者の実施地区を提案すること。

※2：第2回意見交換会の実施地区・実施内容については、受託後、本協議会事務局と協議の上、決定するものとする。

イ アンケート調査の分析

令和4年度に呉市が実施したアンケート調査の分析（属性、日常の移動実態、移動ニーズ、公共交通の利用状況、改善要望など）を行う。

ウ バス乗降データの分析

市内の各バス路線の乗降データを基に、利用実態の分析を行う。

(4) 地域特性、現状、需要、課題の分析

上記(3)のデータに基づき、地域全体の交通ネットワークの設定を行う上で、地区別の住民ニーズや潜在的ニーズの把握・分析を行い、地域公共交通の現状と

ニーズのギャップから課題を抽出した「地区カルテ」を作成する。

(5) 地域公共交通計画(素案)の作成支援

本協議会及び本協議会に設置する呉市地域公共交通計画検討委員会（以下「分科会」という。）において、活性化再生法が規定する地域公共交通計画の作成を協議するにあたり、記載事項（本計画の目的、位置づけ、対象交通手段、計画区域、計画期間等）の内容の検討について、専門的見地からの情報提供等により支援するとともに、分かりやすい図面や表・グラフ等の使用により計画書のレイアウト等を行い、計画(素案)の作成を支援する。

《地域公共交通計画(素案)記載事項及びその内容》

①基本方針

整理した課題等を踏まえ、その課題の解決に向けて、持続可能な地域公共交通の再構築に資する基本方針(基本理念、目指すべき将来像)をとりまとめる。

②目標、事業及び施策

①の基本方針に即した計画の目標を設定するとともに、目標達成に向けた事業メニューについて整理し、具体的な施策及び実施主体、実施時期等を取りまとめる。

なお、目標を達成するために必要な評価・検証しやすい指標及び、持続的なモニタリングを実施するための工夫について提案すること。

(6) 本協議会及び分科会の資料作成・運営補助等

地域公共交通計画(素案)の作成に係る、本協議会及び分科会における協議・検討を円滑に行うため、会議資料の作成や、会議の運営補助、会議録の作成を行う。

(7) 打合せ協議

初回・中間(1回)・納品前の計3回に加え、月1回程度、本協議会事務局及び分科会委員と綿密な連絡を取り、適宜、必要な資料を作成のうえ、十分な打合せを行うものとする。

打合せ結果については、打合せ記録簿を作成し、速やかに発注者に報告し、相互確認を行う。

(8) 報告書の作成

以上の内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

8 業務に必要な事項及び届出書類

(1) 業務着手時

次の書類を提出し、本協議会の承認を得ること。

①業務着手届

②工程表

(2) 業務完了後

速やかに次の書類を提出し、本協議会の完了検査を受けること。

①業務報告書

②業務完了届

③成果品

・本計画(素案) 6部

・本計画(素案)【概要版】 6部

・本計画(素案)等データ DVD-ROM 1枚

※本業務完了後、令和6年度には、計画作成に向けた計画(素案)の修正作業を予定している。このため、データは、簡便に編集可能なもので作成することとし、DVD-ROMに納めるデータは、各種調査結果の電子データ一式を含むものとする。

9 完了検査

支払いの請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、発注者の指定する検査担当職員の検査を受けること。

10 支払い

支払いは、業務完了後一括払いとする。受託者は、業務完了後速やかに完了検査を受け、請求書を提出すること。

11 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」の規定に基づき適正に取り扱うものとする。

(2) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 資料の貸与

本業務の実施にあたり、本協議会は受託者に対し、作業に必要な本協議会もしくは呉市で作成又は保有している各種計画等の資料を貸与するものとする。

受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損がないよう十分注意して取り扱うとともに、本業務の完了後は、速やかに本協議会もしくは呉市に返却しなければならない。

なお、貸与資料については、本協議会の許可を得ずに複製してはならず、本業務以外で使用してはならない。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。

また、本業務の実施にあたり、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載も含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は本協議会の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(6) 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、本協議会事務局(呉市都市部交通政策課)とする。

(7) その他

ア 本業務の発注後、本仕様書の取扱い及び内容について疑義が生じた場合は、本協議会事務局の指示によるものとする。

イ 受託者は、履行期日後も本計画が完成するまでは、成果品の内容等の問い合わせ等に誠実に対応するものとする。

12 本協議会事務局の連絡先

呉市地域公共交通協議会事務局（呉市都市部交通政策課内）

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

電話（0823）25-3062，3239（直通）

FAX（0823）24-9645

電子メールアドレス kotusei@city.kure.lg.jp

担当：小林，北舂